

学校いじめ防止基本方針

柏市立旭東小学校

平成 26 年 3 月 1 日策定

令和 6 年 4 月 1 日改訂

1. 定義・基本理念

(1) いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と「一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) 基本理念

この基本方針は、平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」第 13 条（学校基本方針の策定）に基づいて策定するものである。

学校においては、この法の有無に関わらず、児童におけるいじめ対策に万全を期すことは当然であり、今までも行われてきたものであるが、ここに明文化することで、職員間の共通理解を図り、継続的かつ効果的な指導効果を上げることを目的とする。すなわち、学校においては、いじめがすべての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して活動に取り組めるよう、いじめ未然防止の観点から、学校生活のあらゆる場面で日頃から児童の心の成長を促し、且つ、学校の内外を問わず、「いじめをしない、させない、傍観しない」との認識を全職員及び児童が再確認するとともに、「いじめはどこにでも起こり得る」との認識の下、逸早い発見と対応ができるよう、情報収集と組織での対応を心掛けなければならない。

また、法の第 9 条にある通り、保護者は、児童に対し規範意識を養う等、いじめ防止について、学校と同一歩調で取り組んでいく必要があることについて、継続的に情報発信していくものとする。

また、いじめ問題への対応にあたっては、正確かつ丁寧な説明を行う。

※第 9 条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

※第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2. 組織

(1) 生徒指導部会

月 1 回の部会には、管理職及び生徒指導主任、各学年の代表者が参集し、各学年の気になる児童やいじめの状況についての情報交換をする。年間計画、いじめアンケート等の見直しや提案をする。

(2) 特別支援教育推進委員会

特別支援コーディネーターが集約した特別な支援を要する児童についての情報を基に、年度初め及び必要に応じて、共通理解を図ると共に当該児童への支援方針を検討する。

(3) 職員会議

年度初め及び必要に応じて、「学校いじめ基本方針」を基に職員研修を実施するとともに、いじめの状況や特別な支援を要する児童について、全職員で共通理解を図る。

(4) いじめ対策委員会

重大ないじめの状況が確認された（又は認知された）際、臨時的に設置する。解決までの中核的な役割を担う。

構成メンバーは、管理職、生徒指導主任、該当学年主任担任及び関係職員等とする。

(5) 組織図【資料1】参照

3. 未然防止

(1) 学級経営

小学生の一日の生活の場は、ほとんどが教室であり、学級担任の言動が、教室の雰囲気や子供同士の関わり方に大きく影響を及ぼすものであることを強く認識する必要がある。その上で、次のことを基本として日々の指導に役立てるものとする。

① 児童理解

学級には様々な生い立ち、家庭環境、個性を持った児童がいる。その全ての児童の気持ちを理解する必要がある。その上で、児童個々の人格の完成をめざし、児童個々に応じた、日々の言葉かけや指導の方法を考えなければならない。一筋縄ではいかない児童もいるが、そのような児童こそ、深い理解と特別な支援が必要となる。クラス全員を導いていくことがいじめのない有意義なクラスづくりの基本となる。

(→面談・聞き取りによる児童理解と愛情深い言葉かけ)

② 居場所づくりと自己有用感

自分の存在価値を認められており、充実した生活を送れる児童は、学校でのストレスが低くなり、向上心をもって物事に取り組めるものである。そのためには、児童個々の特性を理解している担任の言葉かけや助言が、良い方向への導く効果的な方法となる。(→係活動等の諸活動、部活動・委員会への参加助言。効果的な場面をとらえての褒め言葉)

③ 学級集団

児童が満足し、充実感を得られるような学級集団を目指す。話を十分に聞き入れ児童理解を深めること。規範意識を醸成すること。この2つと合わせ大切なことである。(→○○大会や行事の計画等)

また、いじめをしない、させない、傍観しないという、正しいことが正しいと認められる集団を目指す。

④組織対応

学年職員の共通理解と協力体制が不可欠である。教師集団の性別・年齢・経験年数等それぞれの良さを生かし、学年の職員全員が学年児童全員を導いていくという考え方が必要である。日頃から何でも相談できる風通しのよい職員集団でありたい。

さらに部活動、委員会、学団、全校体制で児童に関わっていくという考えを持ちたいものである。(→学年主任を中心とした全職員での指導。児童の良い情報も伝えあい児童を褒める。)

⑤生徒指導目標の明確化

教育は人格の完成を目指して行われるものである。少なくとも義務教育修了年限までは視野に入れ、今何をすべきかを明確にしておくべきである。学年が上がり自我が目覚めてくるに従い指導が難しくなる。それを見越して、手拔かりのないきちんとした指導をしていく必要がある。(→低学年：しっかりとしたしつけと生活習慣を身に付けさせる。中学年：周囲に目を向け、集団の中で自分が何をなすべきかを考え実行させる。高学年：児童個々の考えを尊重し理解しながら、どうすべきかを考えさせる等が一例である。)

(2)道徳

規範意識、友情、生命尊重等について、ダイレクトに考えさせることができる。年間35時間の授業時数を行うことは当然のことであるが、学校生活全体を通じて、タイムリーな事案にそって考えさせ指導することでさらに高まっていく。

(3)教科指導

千葉県教育委員会は令和2年度生徒指導充実の重点目標の1つとして、「生徒指導の機能を生かした『わかる授業』の展開」をあげている。

このことは、小グループ活動等で、お互いの考えや意見を交換し合う等、コミュニケーション能力の育成を重視しながら、理解を深めさせていくことの大切さを示している。「学習内容がわかる」「授業が楽しい」と感じさせることは、充実した学校生活につながるものである。過度の競争意識を持たせることは、学習のみならず生活全般へのストレスとなることも考慮に入れておく。

(4)縦割り活動（児童会活動）

縦割り集団により、上級生がリーダーシップを発揮できる機会を与えることは、自己有用感を高めることと、下級生への思いやりの心を育むという両面から有効であると考えられる。

4. 早期発見

(1)教育相談週間

毎学期実施している教育相談は全員と実施する。希望があれば担任以外の教員との相談

も可能とする。特に話がない。という児童について、短時間であっても実施することにより「大切にされている」との思いを持たせることに繋がる。時には、思いがけず、児童理解が深まるものである。いじめ相談は、気軽に、勇気をもってするよう日頃から伝えておく。

教育相談日等を保護者に周知する。

(2) いじめアンケート

毎学期実施しているアンケートにより、いじめの状況を把握する。いじめか否かの判断は、冷静に行う。いじめられていないとの回答に安心せず、担任サイドでの判断も時には必要である。いじめの有無に関わらず、アンケート後、児童一人一人と面談を行う。

(3) 日ごろの観察

児童と一番長い時間接しているのは担任である。学校生活のあらゆる場面で児童を観察し、変化には迅速な対応ができるように心がける。また、必要に応じて、いつでも児童の相談に応じられるような心構えを持っておく。

5. 早期対応

(1) 報告

いじめの情報が入った時には、一人で抱え込まず、学年主任→生徒指導主任→管理職への報告を欠かさず行う。第一報以後も適宜途中経過の報告をする。

(2) 聞き取りとつき合わせ

聞き取りは、次の点に留意しながら、傾聴の姿勢を忘れずに、丁寧に聞く。

- ・ 該当児童が複数いる場合は、個別で聞き取りを行い、複数の職員で対応する。
- ・ 教員一人での聞き取りは避け、部屋の扉を開けておく配慮をする。
- ・ 児童の学年に応じて、実施場所や実施時間を考え、過度の負担を強くないように配慮する。
- ・ 客観的事実を先入観なしで聞き取り、必ず記録する。
- ・ 聞き取りに際しては、被害者を「必ず守る」ことを事前に伝える。
- ・ 両者の聞き取り内容をつき合わせし、必要に応じて数回の聞き取りをする。

(3) 該当者間の調整

謝罪等の調整を行う。無理に謝罪を強要すると後々トラブルになる。当人同士が納得できることが大切である。いじめられた者へは、必ず守り通すことを、いじめた側へは、今後の励ましを込めて厳しさと愛情を含めて調整する。

(4) 保護者連絡

どこで連絡を入れるかはとても大切である。いじめが分かった日に一度は連絡を入れたい。その為には、聞き取り等のスピードが大切となる。

(5) 原因究明

いじめが起きた背景、原因等を分析し、改善に役立てる。

(6) 見守り

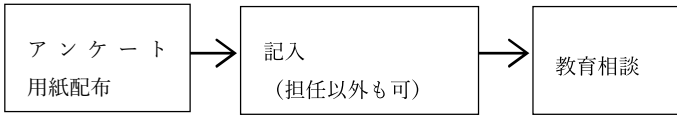
いじめが継続していないか、さらに見えない所で行われていないか等、見守りが必要であ

る。また、適宜双方への言葉かけを当面続け、愛情をもって見守っていることを継続的に伝えていく。

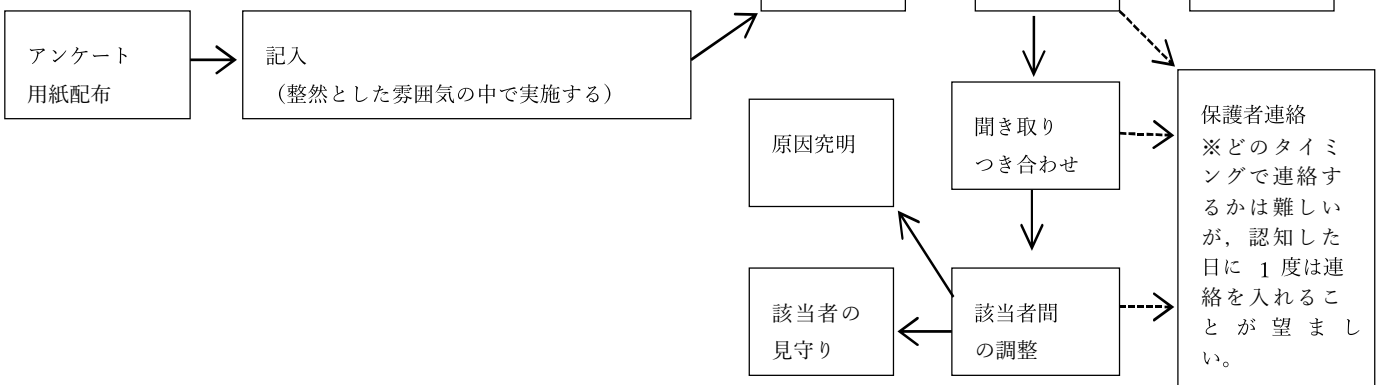
また、必要に応じてスクールカウンセラーの活用を促す。

【いじめ発見から対応までの流れ】

《教育相談》



《いじめアンケート》



6. 関係機関等

(1) 教育委員会

毎学期行われている市教委の調査で報告することはもちろんだが、重大事態については、児童生徒課担当への連絡をするとともに、指導助言を受ける。連絡するか否かは、校長の判断による。

(2) 柏市少年補導センター

インターネット等先端情報技術に関わるいじめについては、補導センター等へ講師依頼して、先手の指導を欠かさない。

(3) 幼保小（中）

小学校入学前の子供同士の関係や家庭環境等の情報を得て、児童理解を深める。小学校での状況は中学校へ引継ぎ、卒業後も児童がよりよい成長を遂げられるよう後押しする。

(4) 警察

重大事案発生時等、必要があれば躊躇せず警察に連絡し、応援を仰ぐ。連絡の判断は必ず校長による。

(5) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び学習相談室

児童個々と直接的に接するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学習相談員からの情報提供を受ける。

7. 保護者・地域

(1) 啓発

児童の規範意識やしつけ等，子どもの教育に対する第一義的責任は，保護者にあることを，学校だより等を通じて，継続的に周知していく。特にゲーム機等インターネットを通じてのいじめが予防やいじめがあった場合の子どもの変化の特徴等について，学校だより等を通じて，保護者に協力依頼し、不安を感じたときは速やかに学校に相談することを呼びかける。

(2) 保護者相談日

保護者相談日を毎学期設けることにより，保護者からの情報提供を迅速に出来るようにする。

(3) さわやかあいさつウィーク

柏中学校区三校（柏中・柏一小・旭東小）合同による朝のあいさつ運動を，青少協と連携して毎学期2日間（年間6日間）実施する。保護者，地域ボランティアさんは，朝の挨拶を通して，子供たちを見守ると共に，地域の一員としての意識を持ってもらう第一歩とする。児童にとっては，大切にしてもらえているとの安心感を持たせることができる。

8. 重大事態発生時

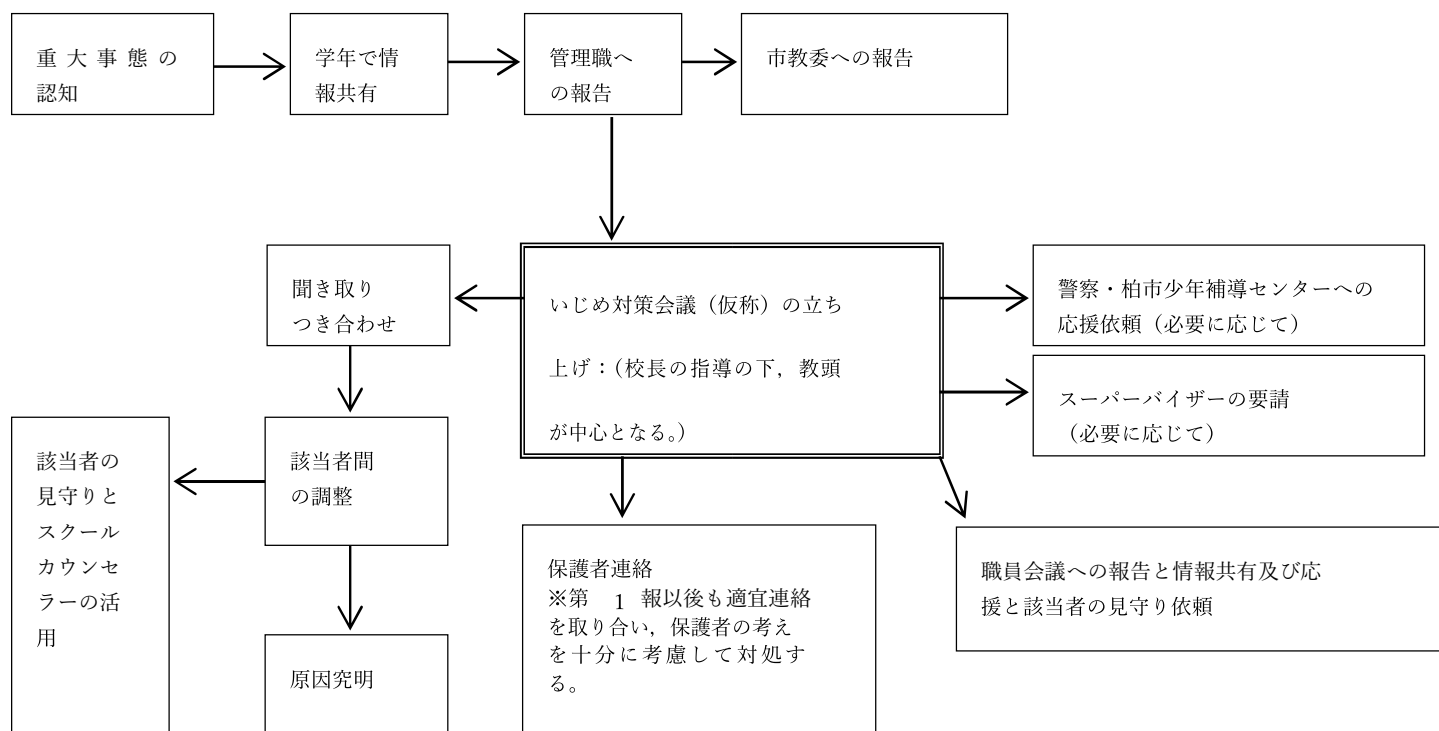
(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 対処

- ①教育委員会児童生徒課に連絡する。（校長の判断による）
 - ・いじめ等の報告に際しては，その解決を第一に考え，正確かつ丁寧に説明を行い，隠蔽等を行わない。
- ②市教委と相談の上，いじめ対策会議を立ち上げる
- ③スクールカウンセラー及び必要に応じてスーパーバイザーの派遣要請をする。
- ④事実確認のための調査を行い，必要に応じて関係機関と連絡をとる。
- ⑤上記結果を児童及び保護者に提供する。
- ⑥以後，誠意をもって解決にあたる。

【重大事態発生時の対応】



9. 公表，点検，評価等

(1) 「学校いじめ防止基本方針」については，生徒指導部会，職員会議，学校評議員会議等により毎年度末に，改訂を視野に入れた点検，評価をした後，学校ホームページ上に公表するものとする。

(2) また，学校評価を視野に入れた保護者アンケートの実施に際しては，学校のいじめ対策に関する項目により点検を行う。

10. 配慮を要する児童への対応

性別違和や性的指向・性自認に関わる児童については，学校生活を送る上での特有の支援が必要な場合がある。そこで，性的指向・性自認に関する人権教育の推進や個別の事案に応じ，スクールカウンセラー等を活用しながら，児童の心情等に配慮した対応を行う。

11. 外国にルーツのある児童への対応

ウクライナ情勢のように，世界情勢の関係国を出自とすることや，言語や文化の差異を理由に，関係する児童に対して，差別等の不当な扱いによるいじめが起こらないよう，学校や関係機関で注意深く見守り，理解を促進するために必要な支援を行う。

12. 宗教との関わりに起因する問題を背景とした児童への理解と対応

宗教に関することのみを理由として、消極的な対応をすることなく、課題を抱える児童の早期発見・支援に努める。また、心のケアを図る必要があると考えられる事案があった場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと共に、組織として教育相談に取り組み、児童相談所等の関係機関と親密に連携し、必要な支援を行う。

13. ネットトラブルへの対応

- (1) 情報モラルの授業等を児童に行う。
- (2) 必要に応じて関係機関や相談機関と連携して対応する。

14. 感染症等に関する人権への配慮と対応について

医療関係者、海外帰国者、検査を受けた児童、保護者に対し、差別、偏見につながる行為が起きないように、学級で十分な指導を行う。また、不安やストレスを抱えている場合は、スクールカウンセラー等を活用し、必要に応じて関係機関と連携しながら対応する。

